

平成 2 7 年 藤枝市議会 2 月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成 2 7 年 3 月 2 0 日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案 9 件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第 30 号議案「藤枝市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 31 号議案「藤枝市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」について、申し上げます。

一委員より、「この条例における本市の独自性や、『藤枝らしさ』について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「『ふじえだ介護・福祉ぶらん 21』の理念である『いつまでも自分らしく生き生きと暮らす地域づくり』という一文を、第 2 条の基本理念に盛り込んでいる。」という答弁がありました。

このほか報告すべき質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 32 号議案「藤枝市 地域包括支援センターの職員に係る基準 及び当該職員の員数等を定める条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 33 号議案「藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

はじめに、「介護保険料を改定する条例だが、値上げの背景を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「高齢者の増加により、平成 27 年度から 29 年度の介護保険給付費は、毎年 5%程度の増加が見込まれ、3 か年で約 327 億円が必要となる。平成 29 年度からは、「介護予防・日常生活支援総合事業」などの制度改革があるが、それ以上に、給付費全体の伸びが著しいことが背景にある。」という答弁がありました。

次に、「低所得者への保険料軽減措置について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「負担能力に応じた保険料を 11 の段階で定めた。そのなかでも、低所得者層の保険料率は、国より低く設定した。つまり、平均的な段階である第 5 段階を 1.0 とした場合、第 2 段階の料率は国 0.75 に対し、本市は 0.65、また第 4 段階の料率は国 0.9 に対し、本市は 0.83 とするなど手厚い配慮をし、保険料の軽減をはかった。」という答弁がありました。

続いて、討論に入り、初めに、

「高齢化社会で、要介護者が増えれば増えるほど保険料が値上げされ、平成 12 年に制度が始まって以来 15 年、これまで行われてきた 3 年ごとの改定すべてで、値上げが実施されてきている。今後、特養への入所基準が原則として、要介護 3 以上にされたり、要支援 1, 2 の方の訪問介護が、一部専門職によるサービスでなくなるなど、中身は悪くなっているのに負担は増え続けている。市民負担の軽減を

行うべきであるという立場から、賛成できない。」という討論がありました。

次に、「毎年増え続ける介護サービスに対する市民ニーズを充足するため、市では第6期介護保険事業計画の中で、施設の設置や、各種サービスの充実を計画しており、その実現のためには財源の確保が必要である。併せて介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業などの実施に向けた猶予期間を設定しなくてはならず、そのためにも今回の条例改正は不可欠である。将来の介護保険制度の充実をもとめ、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第34号議案「藤枝市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例」について、申し上げます。

一委員より、「過料を科すというのは、重い行政処分であるが、どのようなケースを想定しているのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「対保護者というよりも、法人などの保育事業者に対しての処分を想定している。例えば自園給食と偽って他から給食をとっていたり、指導監査の書類を提出しない、立入調査を正当な理由なく拒むなどであり、過料についての定めは悪質な事業者を排除するための抑止力となる。また、保護者についても、公平性を確保する観点から、過料の定めを設けたが、その運用については、個々の事情を十分に勘案し、慎重に判断していきたい。」という答弁がありました。

このほかご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第35号議案「藤枝市立保育所条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

はじめに、「岡部みわ保育園の定員を60人から75人に上げているが、その理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「現在、岡部みわ保育園には72人の園児が在園しているが、面積基準と人員基準を満たす範囲で、法の規定にのっとり、定員を75人に改めた。」という答弁がありました。

次に、「保育料限度額72,000円の根拠について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「保育世帯の負担を極力軽減し、財政負担への影響や近隣市とのバランスを考慮し、設定した。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第36号議案「藤枝市保育の実施に関する条例を廃止する条例」について、申し上げます。

一委員より、「この条例の廃止に伴い、関係する規則等の改廃について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「子ども・子育て支援新制度の開始に当たり、『藤枝市家庭的保育事業等の設置認可に関する規則』を新たに制定するほか、『子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則』の改正

など、現時点では、8つの規則を整備する。」という答弁がありました。

ほかにご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第37号議案「藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第42号議案「救急医療事務の受託の廃止について（御前崎市）」について、申し上げます。

一委員より、「御前崎市からの患者の受け入れ実績について伺う。」という質疑があり、これに対して、「平成26年4月から平成27年1月までの10か月間で31人あり、全体の約0.6%である。御前崎市には、今後の周知広報を申し入れてある。」という答弁がありました。

ほかにも質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。